

広島県告示第百十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第五号の規定によって、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成二十七年二月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 処分をした年月日

平成二十七年二月十六日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

株式会社トラスト・ワン

呉市宮原十丁目七番五号

代表取締役 木下 たまき

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般―二四）第三六一七一号

四 処分の内容

土木工事業、とび・土工工事業及び塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実

株式会社トラスト・ワンは、平成二十四年四月六日にした建設業許可申請において、常勤でない者を営業所における専任の技術者とした虚偽の申請を行い、平成二十四年六月四日に不正の手段によって建設業の許可を受けた。

このことは、建設業法第二十九条第一項第五号に該当する。